

令和3年度随意契約に係る情報の公表(工事等)

契約者の役職、氏名及び所在地
 国立大学法人鳴門教育大学長 山下 一夫
 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

(1) 物品、役務等の名称及び数量	(2) 契約を締結した日	(3) 契約の相手方の住所及び氏名	(4) 契約金額 (円)	(5) 随意契約によることとした理由	(6) その他必要な事項
鳴門教育大学 大学会館ほか屋外ガス管修繕工事	令和3年4月5日	徳島県徳島市雑賀町西開72番地2 株式会社吉崎設備工業	2,090,000	国立大学法人鳴門教育大学契約事務 取扱細則第32条第1項第12号の規定を 適用	
鳴門教育大学 (中吉野)附中校舎便所改修設計業務	令和3年4月7日	徳島県徳島市昭和町2丁目86番地の1 株式会社阿波設計事務所四国支店	1,980,000	国立大学法人鳴門教育大学契約事務 取扱細則第32条第1項第12号の規定を 適用	
鳴門教育大学 (中吉野)附中体育館改修設計業務	令和3年4月12日	香川県高松市牟礼町牟礼1007番地3 株式会社四電技術コンサルタント	2,937,000	国立大学法人鳴門教育大学契約事務 取扱細則第32条第1項第12号の規定を 適用	
鳴門教育大学 (中吉野)附中体育館改修設備設計業務	令和3年4月12日	香川県丸亀市原田町2023-1 株式会社モリ設備プラン	1,650,000	国立大学法人鳴門教育大学契約事務 取扱細則第32条第1項第12号の規定を 適用	
鳴門教育大学 (上吉野)附特体育館改修設計業務	令和3年4月19日	香川県高松市牟礼町牟礼1007番地3 株式会社四電技術コンサルタント	2,750,000	国立大学法人鳴門教育大学契約事務 取扱細則第32条第1項第12号の規定を 適用	
以下余白					